

第5章 緑地の保全及び緑化推進施策

1. 施策の体系

緑の将来像及び基本方針を踏まえた、緑地の保全及び緑化推進に係る施策の体系は、以下のとおりです。

【基本理念】【3つのキーワード】

【基本方針】

【基本的な施策】

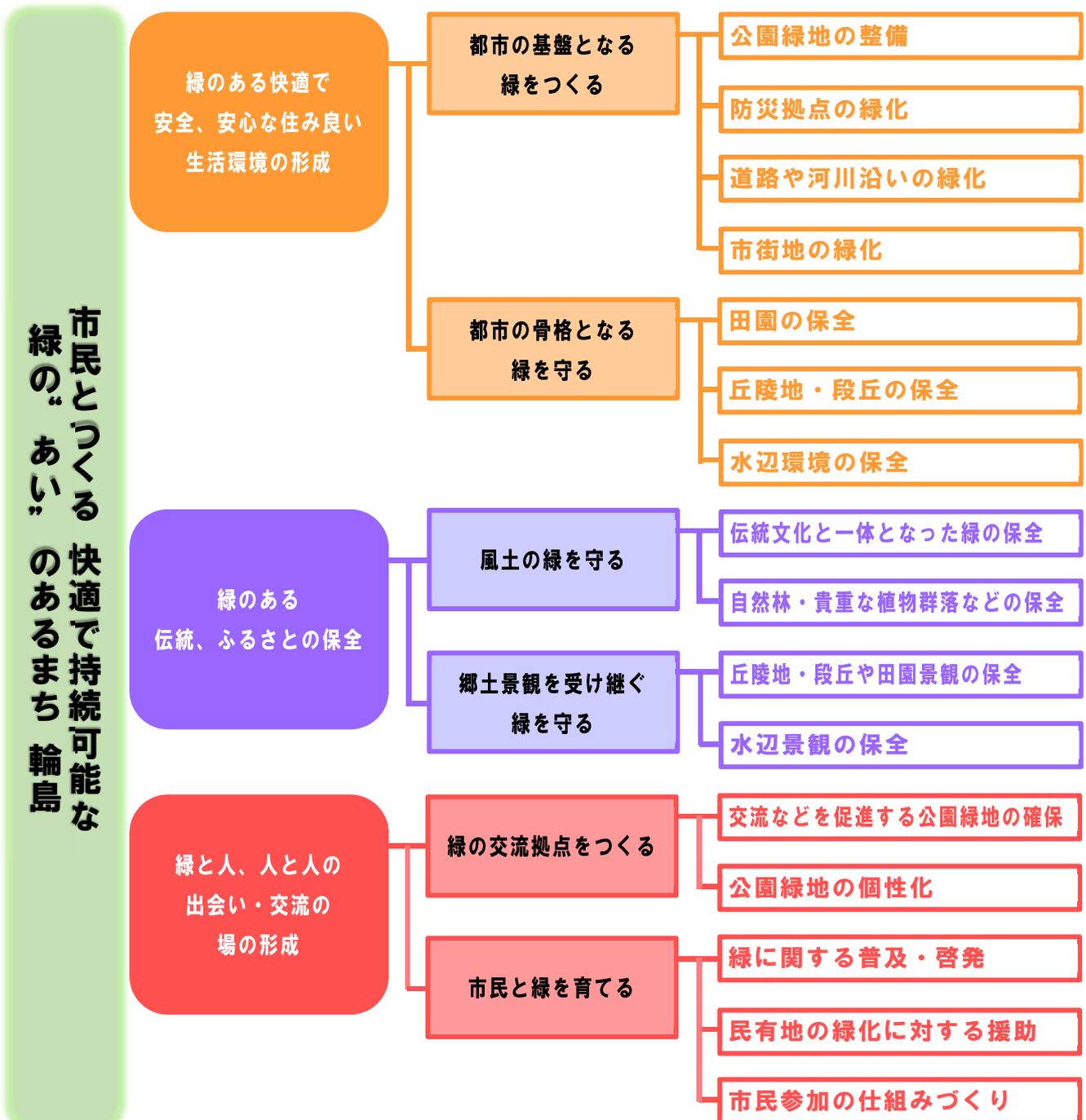


図 施策の体系

第1章 緑の基本計画について

第2章 緑の現状と課題

第3章 計画の将来像及び目標

第4章 緑地の配置方針

第5章 緑地の保全及び緑化推進施策

第6章 計画の推進と進捗管理

2. 都市の基盤となる緑をつくる

快適で安全、安心な生活環境を形成するため、公園緑地、道路、公共施設など、都市基盤の緑化を推進します。

(1) 公園緑地の整備

- 住区基幹公園は、住民の最も身近な交流の場として、個々の公園の担う役割を考慮に入れ、商店街の中の花で彩られた公園や周辺の丘陵地の緑や田園を背景に取り入れた公園、水路に近く水の音を楽しめる公園、住民自らが植栽や管理を行う公園など、個性豊かな都市公園づくりを目指します。
- 大規模な公園は、災害時の避難地や復旧活動の拠点として、周辺の防火植栽や広場の整備、池の設置など災害時に備えた防災機能の充実を図ります。
- 一本松総合運動公園は、運動施設や散策路などの健康のための運動に資する施設の整備を推進する他、市街地から見ることでできるランドマークとして、斜面崩壊の防止のため、段丘斜面の樹林地の保全を図ります。また、住民の参加による植栽の整備を行い、緑化や植樹に対する住民の関心を高める場として利用します。

(2) 防災拠点の緑化

- 一本松総合運動公園、市立輪島病院、小・中学校は、災害時の避難地としての役割を担うため、防火の外周植栽の整備、緑化の充実を図ります。

(3) 道路や河川沿いの緑化

- 生活環境の面から、道路交通の安全性、快適性を図るため、歩道、道路の法面、環境施設帯などを対象に、適宜その緑化を図ります。
- 災害時の避難路となる幹線道路の街路樹の適正な管理を図ります。また、ある程度の幅を持った植栽帯は野生生物の移動経路ともなりえるため、身近に自然を感じる路線としての適正な管理を図ります。
- 道の駅輪島「ふらっと訪夢」周辺は、市内観光の玄関口であるとともに、市内の公共交通ネットワークの起点であることから、地域の顔となる幅の広い歩道の整備を進め、地区のゲートゾーンとしての空間整備に努めます。

- 道路からの建物の壁面後退により生み出されたオープンスペースでは、市民の協力を得ながら、草花などによる緑化を促し、住民に親しまれる商業地景観を形成します。
- 道路沿道の植栽によるフラワーロードの整備や街路樹の適切な管理により、緑と花に囲まれたうるおいのあるまちづくりを推進します。
- 河原田川、鳳至川は、内陸部の丘陵地から海までを結ぶネットワークとして沿線の緑化及び水辺環境の保全を図ります。



河原田川



河原田川沿いの歩道

(4) 市街地の緑化

- 工場は、緑化協定を結ぶなど、敷地内の緑地の確保に努めます。また、公開性のある緑地の整備を検討します。
- 所有者等の理解を求めながら、市街地にある駐車場の緑化を推進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 公共施設の附属緑地として、輪島漆芸美術館、漆芸技術研修所等の庭園があります。これらは、周辺住民の憩いの場としても重要なものであり、既存の公共施設、今後新たに整備される公共施設の敷地内には、市民に開放するオープンスペースの整備を図ります。
- 公営住宅や分譲地などの団地は、緑化を推進し緑の空間を創出します。
- 小・中学校は、グラウンド等のスポーツ施設の開放により、地域のスポーツの振興に貢献するための機能を充実させ、住区基幹公園を補完するものとして位置付けます。校内の空きスペースを利用した花壇の整備を行うなど、様々な植物と触れ合える場の確保を図ります。
- マリンタウン内の緑地は、住民の利用だけでなく、観光客の利用も考えられ、海に面する親水性のある場所として緑地の保全を図ります。



マリンタウン緑地



住宅団地の緑化

3. 都市の骨格となる緑を守る

市街地周辺の丘陵地の樹林地や田園、沿岸部の緑、周辺と市街地を結ぶ河川は、多様で豊かな自然を抱え、生物の生息空間、産業の基盤となっており、また、都市の自然生態系を維持、災害を軽減・防止する機能を有し、都市の骨格となるものです。このような人間の生活に関わりを持つ豊かな自然を保全します。

(1) 田園の保全

○市街地周辺に広がる田園については、都市的土地利用との混在化を抑制した計画的な土地利用を行い、一定の田園環境の保全を図ります。



良好な田園環境

(2) 丘陵地・段丘の保全

○市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地については、林業の生産基盤であり、水源涵養、都市の微気象緩和という機能を有しているため、今後も自然と共生するエリアとして、住民の協力を得ながら二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図ります。

○地すべり危険区域、急傾斜地危険区域などの災害の恐れのある区域として指定される市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面については、土砂災害を防止するため、区域及びその周辺も含め、樹林地の保全や緑化を図ります。

(3) 水辺環境の保全

○袖ヶ浜海岸や鴨ヶ浦を含む輪島崎一帯は、輪島を代表する自然の水辺空間であり、海岸の清掃、美化活動などを推進するとともに、キャンプ場などのレクリエーション施設周辺の緑化を図ります。

○水辺に近づく親水広場の整備、並木の整備により、快適で個性ある河川の緑地を創出します。

○河川について、貴重な野生生物の生息地であり、その生息地を守るため、管理者と調整しながら、多自然型の護岸整備や維持管理を推進します。

4. 風土の緑を守る

市街地に点在し輪島のまちなみを特徴づけている社寺境内、そして、史跡、景勝地、自然樹林地、特徴的地形などを保全し、本市固有の風土を継承します。

(1) 伝統文化と一体となった緑の保全

- 社寺境内地は、地域のシンボルとして、古くより住民に親しまれてきた社寺境内の緑地は、保存樹・保存樹林、緑地保全地区の指定を必要に応じて行い、保全を図ります。
- 市指定文化財（天然記念物）である「日和山のモクゲンジ」など、本市を代表する文化財を保護していきます。
- 輪島市景観条例に基づき、輪島の自然・歴史・文化・風土などの特徴を色濃く残している樹木や鎮守の森などを、景観重要樹木としての指定を検討します。



輪島市景観重要樹木
白藤家の黒松

(2) 自然林・貴重な植物群落などの保全

- 輪島崎一帯や史跡と一体となった緑地などは、風土を継承する緑地として、保存樹、保存樹林、自然環境保全区域の指定により、その保全を図ります。

5. 郷土景観を受け継ぐ緑を守る

市街地を取り囲む丘陵地の樹林地、田園、沿岸部の緑など、集落と一体となった郷土景観を継承します。

(1) 丘陵地・段丘や田園景観の保全

○市街地を取り囲む丘陵地や段丘の樹林地については、本市が誇る緑豊かな自然景観として、二次林の維持管理、自然林及びその周辺の保護、保安林の指定の継続などにより、今後も良好な景観を保全します。

(2) 水辺景観の保全

○輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸などは、水辺の自然景観を良好な状態で維持しており、今後とも、その状態を維持するため、海岸の清掃、美化活動などにより、自然の海岸景観を保全します。

○河原田川、鳳至川などの河川については、市街地のまちなみや集落と調和した良好な景観を形成しており、今後も周辺の景観との調和のとれた河川緑地を保全します。



袖ヶ浜海岸



河原田川

6. 緑の交流拠点をつくる

人々が自然と触れ合うことができる場、緑を通して人と人の出会い・交流できる場として、大規模なレクリエーションの場や市街地の公園緑地などの整備を図ります。

(1) 交流などを促進する公園緑地の確保

- レクリエーションの拠点となる一本松総合運動公園や鳳来山公園については、緑を通して多くの人々が交流できる場として、適切な維持管理、施設の長寿命化を図ります。
- 環境学習の場や野生の昆虫や植物に触れ合える場として、小・中学校や公園などの公共施設の整備、河川の親水空間の整備などを検討します。
- 市街地の農地については、農業体験を通じた学習や交流の場としての活用を検討します。



一本松総合運動公園



米づくり体験農園

(2) 公園緑地の個性化

- 子どもの広場及びポケットパークは、その規模に応じ、高木の植栽、花壇の設置などによる緑化、地形や周辺条件を活かした整備を行い、画一的なものではなく、個々の場所により個性あるものとします。
- ゲートボール場は周辺に植栽や休憩施設を整備し、ゲートボール使用時以外にも周辺住民の交流の場として機能するよう多様化を図ります。

7. 市民と緑を育てる

人々が自然と触れ合うことができる機会、緑を通して人と人の出会い・交流できる機会をつくるため、また、市民の緑化に対する関心、協力を向上させ、官民一体となった緑のあるまちづくりを活発化させるため、助成や顕彰制度、緑に関するイベントの開催などを推進します。

(1) 緑や環境に関する普及・啓発

- 記念植樹、献木の推進、広報活動の強化、緑化コンクールの開催、緑月間制度などの設定により、市民による緑化を促進するための普及啓発活動に努めます。
- 緑のあるまちづくりを活発化させるため、民有地の庭や花壇に対する顕彰制度の導入を検討します。
- 本市のホームページや「広報わじま」などにより、緑に関する情報提供を行い、緑化に関する住民の意識向上を図ります。
- 学校教育をはじめ、生涯学習等における環境教育の充実により、市民の環境保全意識の啓発に取り組みます。
- 子どもたちの環境問題への興味・関心、理解を深めるよう、アユやカジカ等の稚魚の放流活動など、自然環境の保全活動に取り組みます。

(2) 民有地の緑化に対する援助

- 商店街の賑わい創出に資する緑化の推進などに対する支援を行い、まちなかの緑化を推進します。

(3) 市民参加の仕組みづくり

- 個人・団体と連携を図り、情報の交換や収集、緑化・美化などの実践活動の場を広げます。
- 自然愛護団体などと連携をし、野鳥や植物の観察会、山林や草地、田園での草刈りや田植えなどの農業・林業体験を開催し、自然とふれあい、自然に対する理解を深める場の提供に努めます。
- 河川や海岸の美化活動への住民参加、住民による公園づくりなど、市民にできる緑化活動のシステムを検討します。

8. 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 都市公園の整備の方針

① 住区基幹公園

住区基幹公園については、将来の人口動向や都市の発展に応じて身近に利用できる街区公園や、地区公園等の適切な配置・整備を図ります。

今後市街化が想定される既成市街地周辺では、土地区画整理事業などの開発に伴い、オープンスペースを整備し、街区公園として位置づけていきます。

② 都市基幹公園

一本松総合運動公園（運動公園、都市計画決定面積 33.8ha）は、市民の憩いの場を提供する緑のオープンスペースとして重要な公園です。本公園では、公園施設の長寿命化、樹林地の散策路の整備、市民参加による公園づくりの推進、防災機能の強化、災害時の避難地としての周辺樹林の維持管理や設備整備などを図ります。

③ 特殊公園

本市には、既存の鳳来山公園（風致公園）があり、その風致の維持のため、樹林の保全を図ります。また、眺望点でもあり、広場の整備に努めます。

④ その他の都市公園

本市の商業の中心地は、朝市通りやわいち通りといった観光名所もあり、住民だけでなく多くの観光客も訪れます。また、「ウォーカブルシティ輪島」による快適で歩きやすいまちづくりの推進のため、まちの美観向上、周辺施設利用者の休息などに利用される広場公園の整備拡充を図る必要があります。そのため、道の駅輪島「ふらっと訪夢」、河川河口や結節点、歩行者系ネットワークの結節点周辺に広場公園を適宜配置します。

また、河原田川、鳳至川沿いは、市街地から徒歩で気軽に散策できる河川緑道と休憩地となる広場公園を、河川改修時などに併せて整備を図ります。

(2) 都市公園の管理の方針

都市公園については、市民等が快適で安全・安心に利用できるよう適切に管理していくことが必要であるため、以下の方針に基づき管理を行っていきます。

- 都市公園の種類・機能、構造、利用状況などを踏まえ、適切な時期に巡視を行い、清掃や除草などの都市公園の機能を維持するために必要な措置を講じます。
- 施設の定期的な点検・診断調査を継続して実施し、施設の状態を把握するとともに、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防的な対策を講じます。
- 芝生や樹木、遊具など公園施設全体の安全かつ効率的な管理に努めるとともに、公園利用者の安全性に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに必要な措置を講じます。
- 老朽化した施設は、計画的に更新するとともに、長寿命化を図っていきます。
- P-PFI 制度を活用した公民連携を検討し、公園整備と連動した適切な公園管理を推進します。

9. その他施設緑地の整備の方針

(1) 公共施設緑地

本市の現況は住区基幹公園がなく、公園緑地の分布が少ないため、利便性を考慮し、公園緑地や市街地へのネットワークの機能充実が望まれ、幹線道路や河川沿いの歩道の整備や休憩地となるポケットパークや親水広場の整備を推進します。

また、既成市街地と同様に小学校などのグラウンドを地区住民に開放し、住区基幹公園を補完するものとします。

○既存の子どもの広場については、植栽によりうるおいのある公園緑地として整備充実を図ります。また、住居も少なく市街化の可能性が低い地域では、地域住民の交流の場となっている公民館や集会所に隣接させて子どもの広場を設けます。

○小・中学校や高等学校は、住民の交流の場、災害時の一次的・緊急的な避難場所にも利用されるため、敷地周辺の防災植栽の整備を図ります。

○その他、石川県輪島漆芸美術館や石川県立輪島漆芸技術研修所、輪島市役所などの公開性のある緑地については、関係機関と調整しながら、今後も管理を行い、周辺住民の憩いの場としての機能を維持します。

○市街地にある駐車場の緑化を推奨し、緑豊かな市街地の形成を図ります。

○公共施設や公園などの緑化については、民間の資金と経営能力・技術力を活かしたPFI事業等の活用を検討します。

(2) 民間施設緑地

民間施設緑地は、暫時その整備を促進誘導しますが、本計画上は現状の緑地を維持するものとします。

本市の民間施設緑地の大半を占める社寺境内は、市街地に残る貴重な緑地として、今後とも、その樹林地の維持を図ります。

その他の民間施設については、市街地の開発事業などの際に、土地所有者や企業の協力を得て、公開空地を設けるなどにより緑地を確保し、快適なまちづくりを図ります。